

事業主が全額負担する「子ども・子育て拠出金(事業主拠出金)」

- 由香さんの厚生年金保険料と子ども・子育て拠出金を具体的に見てみましょう。

保険料は、標準報酬月額(標準賞与額)に保険料率をかけて算出されます。

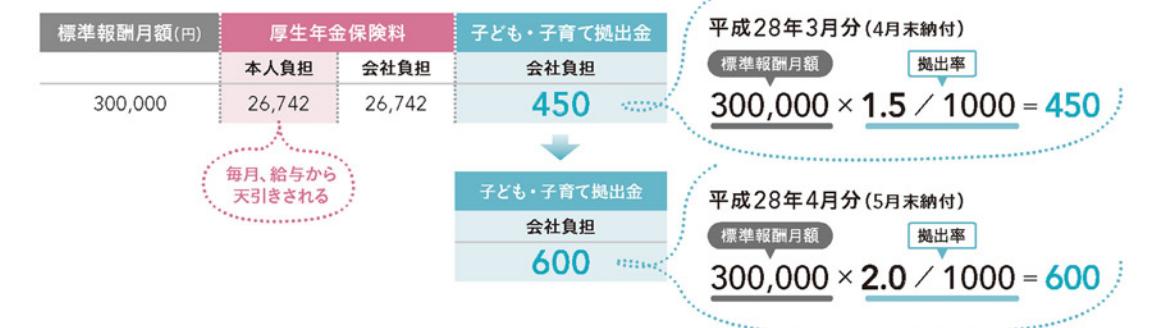
※標準報酬月額は、通勤手当を含む給与の総支給額を等級表に当てはめたもの(上限あり。原則として1年に1回見直されます)
※標準賞与額は、賞与額の1000円未満を切り捨てた額(上限あり)。

子ども・子育て拠出金は、厚生年金の標準報酬月額(標準賞与額)に拠出率をかけて算出されます。

由香さんの現在の標準報酬月額は30万円ですので、厚生年金保険料と子ども・子育て拠出金は、次のとおりです。

厚生年金保険料、 $300,000 \times 178.28 / 1000 = 53,484$ 円ですが、この半額26,742円が給与から天引きされます。

※厚生年金保険料率は、平成28年6月現在のもの



- 子ども・子育て拠出金の拠出率の引き上げ予定

1.5 / 1000 → 2.0 / 1000 → 2.3 / 1000
 平成28年4月 平成29年4月

子ども・子育て支援新制度とは

子どもや子育てを取り巻く課題(待機児童問題、仕事と家庭の両立など)について、消費税増税分を活用し、子育て支援の量の拡充と質の向上を目指しています。新制度の取り組みは、市町村が地域のニーズに合ったものを整備し、実施しています。

子ども・子育て拠出金

子ども・子育て支援新制度では、厚生年金に加入する事業主が負担する「子ども・子育て拠出金」を財源として、右記の事業も実施しています。

◆児童手当

◆地域子ども・子育て支援事業

放課後児童クラブ、病児保育、延長保育

平成28年4月からの子ども・子育て拠出金の拡充によって実施される事業

出産後・子育ても就業が可能な多様な保育サービスの充実を図ります。具体的には下記の3点です。

①企業主導型保育事業

平成29年度末までに最大5万人の保育の受け皿を整備し、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る(多様な就労形態に対応した延長保育、夜間保育、休日保育など多様な保育サービスも可能)

②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 ③病児保育普及促進事業

MEMO

子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から始まった新制度は、市町村が地域のニーズに基づいて作成した「子ども・子育て支援事業計画(平成27年4月からの5カ年)」によって進められています。地域で進められている事業は、お住まいの市町村のホームページなどでご確認ください。また、内閣府ホームページでも情報を発信しています(内閣府子ども・子育て本部Twitter@sukusuku_japan)やFacebookページもあります)。

※子ども・子育て支援法の改正法案は、平成28年3月31日に成立・公布されました。

横山 玲子
社会保険労務士
よこやま・れいこ
横山玲子社会保険労務士事務所代表
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor

事業主が負担する子育て費用

今月は、厚生年金に加入する事業主が負担している「子ども・子育て拠出金」についてご説明します。



答える人
先生
社会保険労務士

聞く人
由香
会社員33歳
(社会保険担当)

「子ども・子育て拠出金」とは

社会保険に加入する事業主は、以下の社会保険料などを毎月負担しています。

健康・介護・厚生年金保険料

3つの保険料は労使折半負担なので、給与・賞与から天引きした額と同額を事業主が負担しています。毎月の保険料は、翌月に控除され、翌月に納付されます(賞与は支払いのつど)。例:4月分保険料は、5月中に支給日がある給与から控除、5月末に納付

子ども・子育て拠出金(事業主拠出金)

給与・賞与相当額に拠出率を掛けた金額を全額事業主が負担しています。保険料と同様に翌月末に納付されます(賞与は支払いのつど)。

拡充前(改正前)の使い道

◆児童手当

中学校修了までの子を育てる父母などに、子の人数に応じて支給される手当です。財源は、国・地方・事業主拠出金で構成されています(ただし、父母などの所得要件あり)。

◆地域子ども・子育て支援事業

放課後児童クラブ・病児保育・延長保育

由香 今年から社会保険の事務担当になり、毎月納付する保険料を確認しています。5月末の納付額が少し増えたのですが、入退社も保険料率改定もないのになぜでしょう?

先生 事業主が全額負担している「子ども・子育て拠出金(以下、事業主拠出金)」の拠出率が4月から引き上げられた分ですね。

由香 毎月納付しているのは、健康・介護・厚生年金保険料で、給与天引きした分と会社負担分を合わせて納付と

いうことになりますよね? 拠出金とは何ですか?

先生 児童手当などの費用の一部を、厚生年金に加入する事業主が「事業主

毎月納付しているのは、健康・介護・厚生年金保険料で、給与天引きした分と会社負担分を合わせて納付と

いうことになりますよね? 拠出金とは何ですか?

先生 健康・介護・厚生年金保険料の

拠出金として負担しているのです。

由香 事業主拠出金は、どのように計

算されているのですか?

先生 健康・介護・厚生年金保険料の

拠出金として負担しているのです。

由香 事業主拠出金を拡充して、待機児童解消のために保育の受け皿を増やすこととなりました。

先生 事業主拠出金の使い道は、児童

手当だけではないのですね。もう少し

詳しく知りたいです。

先生 では、ご説明しましょう。